

有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会（第3回） 議事録

日 時：平成 29 年 10 月 20 日（金） 9：30～12：00

場 所：都道府県会館 101 大会議室

午前 9 時 30 分 開会

○事務局（三菱総合研究所）

只今より「有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会（第3回検討会）」を開催いたします。本日は朝早くから、また、お足元の悪い中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

議事に先立ちまして、お手元の配布資料のご確認をお願いいたします。なお、本日ににつきましては、前回の会議同様、ペーパーレス化の推進ということで、メインテーブルの皆様にはタブレット端末を配布しております。タブレット端末にて資料のご確認をお願いできればと思います。端末の中に議事次第、それから配布資料のリストということでファイルがございます。本日の資料は、資料1から4、また、参考資料の1から3ということで準備をしております。

なお、資料3、技術的検討会、本検討会の中間とりまとめ（案）ということで資料を準備しておりますが、こちらにつきましては例外的に、お手元に紙で配布しておりますので、適宜ご参照いただければと思います。資料の不足、乱丁がございましたら、事務局までお知らせをいただければと思います。よろしいでしょうか。

また、本日の委員のご出席状況でございます。島村委員からは15分程度おくれていらっしゃるということでご連絡を頂戴しております。その他の皆様全員につきまして、ご出席ということでございます。また、森谷オブザーバーは途中でご退席されるということでお伺いしております。

それでは、具体的な議事に移りたいと思います。なお、報道機関の皆様、カメラ撮りににつきましてはここまでとさせていただきます。

それでは、以降の進行につきましては、寺園座長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○寺園座長

おはようございます。今日は第3回の検討会ということで、とても大事な中間とりまとめに向けた議論を行う予定になっております。2時間半という長い時間ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。まず議事の1番目「有害使用済機器の保管等に関する調査結果（追加分析）について」、資料1に基づき、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（三菱総合研究所）

それでは、お手元の資料1をご覧くださいと思います。前回の検討会にてご報告させていただきました調査結果につきまして、前回のご指摘を踏まえた追加分析を幾つか行ってまいりましたので、そのご報告をさせていただきます。

なお、資料1のほうには追加分析を行った部分のみ抜粋して、資料のほうに準備をしております。フルバージョンにつきましては参考資料の3に準備をしておりますので、必要に応じてそちらのほうもご参照いただければと思います。

それでは資料1でございます。2枚目のスライドでございますけれども、調査の中の1つ目でございます、バーゼル法の事前相談に関する資料の分析ということでございました。こちらにつきましては、前回の検討会にて、1,000トン未満の貨物区分についても分析を行うべきというご指摘を頂戴しておりまして、その部分についてのご報告をさせていただきます。

2枚目のスライドの緑、それから青で囲っている部分が、該当する区分ということでございまして、合わせて1万件程度というところの件数があるということでございます。

3枚目のスライドは、貨物の重量ベースで集計したものということでございまして、それぞれ緑、青で囲った部分の貨物量に相当する分の分析を追加で行ったということでございます。

なお、表の周りに何ページではということで吹き出しを付けておりますけれども、こちらのページ番号は、参考資料3のフルバージョンにおけるページ番号ということでございますので、資料1の中では、このページ番号というのは、ずれております。その点、ご了承ください。

4枚目のスライドでございます。まずは100トンから1,000トンという区分の貨物ということで、2,200件、約73万トンについての分析ということでございます。

輸出相手国別のところでございますが、中身を大まかに「鉄スクラップの規格

品」と「その他」ということで区分をしております。左の表が件数、右が貨物の重量ベースということでございまして、今回主に注目しております、規格品を除く「その他」という区分でございますけれども、中国への貨物量というのが多いというところが、特徴として見受けられるということでございます。

また、8番目ということで貨物内訳の記載事項別、こういった貨物が多いかといったところを、キーワードベースで見ているというところでございます。件数としては被覆線ですとかミックスメタル、そういったところが多いというところでございます。貨物量ではモーター、配電盤、ラジエター、そういったところの物量が多いという傾向が出ておりました。

それから5ページ目でございます。こちらは100トン未満という区分の貨物についての分析結果でございます。件数で7,600件、約30万トンについてということでございます。

国別というのが左側の表でございます。同様に「鉄スクラップ規格品」と「その他」という区分で見えております。「その他」の区分につきましては、先程と同様、中国への貨物出荷というところが多いという傾向が見てとれます。

また、10番が貨物内訳ということで、こういった内容になっているのかといったところの分析でございます。件数、それから貨物量とも、被覆線というものが最も多い区分になっているというのが、他の区分とは違う特徴と言えるかと思えます。

次のスライドでございます。6ページ目、こちらからは、都道府県、政令市へのアンケート調査に関する追加分析ということでございます。まず6ページ目の右上の表をご覧くださいただければと思います。前回、家電4品目あるいは小型家電28品目、こちらを取り扱っているヤードと、そうでないヤードがこういった分布になっているのかといったところを、ご指摘を頂戴しております。その結果が右上の表というところでございまして、家電4品目、それから小型家電28品目を取り扱っているところがどの程度あるかということでお示しをしております。

品目が判明している275件のうち、両方を取り扱っているところが166件あるというところ、いずれか、どちらかを取り扱っているところが、いずれも取り扱っていないところが29件ということですので、その差の250件程度というのが家電4品目あるいは小型家電28品目を取り扱っているという、そういう結果が見えたというところでございます。

それから7枚目のスライドでございます。左上のグラフをご覧くださいただければと思います。今、お示しいたしました家電4品目、こちらの取扱いのあるヤードと、そうでないヤ

ードということで、保管実態に違いが見られないかといったところを分析した結果でございます。帯グラフになっておりますけれども、一番上が全体のヤードの合計、それから2つ目が家電4品目のいずれかを取り扱っているヤード、それから下が家電4品目の取扱いがないヤードということでございます。

傾向といたしましては、家電4品目の取扱いのあるヤードは、積み上げているといったところの割合というのが高く出ているということでございます。一方で、家電4品目をいずれも取り扱っていないヤードでは、その割合が低く、かわりに未回答ということで、そもそも実態がよく掴めていないというところの割合が高いという、そういった傾向が出ているということでございます。

また、7ページ目、同じページの下の表でございます。こちらでも前回のご指摘がございましたけれども、生活環境保全上の支障ということで、アンケート調査では自由記述によるご回答をいただいている部分でございました。具体的にどういった回答があったのかといったところを、少し整理をしたものということでご覧をいただければと思います。

大きくは不適正保管と不適正処理、その他といったところに、理由としては分かれていたということでございます。

不適正保管としては、油、有害物質の流出の恐れと、それから保管量・高さ、それから害虫の発生、そういったところが挙げられておりました。

また、不適正処理というところでは、処理方法ということで、例えばリユースに適さない品目がぞんざいな扱いをされていたといったところが回答としてございました。

その他としては、無許可・法令違反ということで、他市町村から排出された廃棄物の混入ですとか無許可営業、そういったところの回答というのがあったということでございます。

続いて8枚目のスライドでございます。右上の帯グラフでございまして、処理・処分の有無、こちらも家電4品目の取扱いのある、なしといったところでの傾向の違いを見ておられます。

真ん中の家電4品目のいずれかを取り扱っているヤードは、処理・処分の割合というのが高く出ているという一方で、取り扱っていないヤードについてはそこが低く出ており、かわりに未回答が増えている、実態の把握が十分でないといったところの傾向が見られるというのは、先程の積み上げのところと同じような傾向がこちらでも出ているというところでございました。

それから9枚目のスライドでございます。ヤードの事業者が保有する許可・免許ということで、前回、その他といったところが具体的にどういった内容なのかといったところについて、ご指摘を頂戴しておりました。

内訳を下の表にお示しをしておりますけれども、最も多かったのは金属くず商ということで、一部自治体において、条例において定められている許可というところがございます。合計10自治体からご回答いただいたところの集計ということで、21件のヤードがこの許可を持っているという、そういったご回答があったということでございます。

それから10枚目のスライドでございます。左下のグラフをご覧いただければと思います。同じく家電4品目の取扱いの有無というところでの傾向の違いということでございまして、住民からの苦情の有無ということで、家電4品目の取扱いのあるヤードについては、その割合というのが比較的高かったという、そういった傾向があったということでございました。

最後に11枚目のスライドをご覧いただければと思います。こちらはヤードに関する現地調査の結果ということで、前回ご報告させていただきましたものでございますけれども、その補足的な整理ということでございまして、取扱い品目が各ヤードでどうであったかといったところを整理したものということでございます。

AからGの7社についての調査ということでございまして、凡例を下にお示ししておりますけれども、黒丸[●]というのが、品目ごとに選別して1つの山をなしているような、そういった形のもの、それから白丸[○]、こちらがフレコンバッグですとかカゴ等に入って分別保管されている、比較的、山を作るほどではないのですが、一定量というのが集まっている、そういったケース、それから黒四角[■]でございますけれども、雑品スクラップ中に混入をしているようなケース、それから二重丸[◎]というのが、全体をビニール等で梱包して屋根の下に保管しており、リユースも意図しているような、そういった保管形態ということでございました。

上の表を縦方向に見ていただければと思いますけれども、家電4品目、こちらにつきましては、エアコンについて、品目ごとに保管されて1つの山をなしているといったところが、複数のヤードで確認をされたというところ、また、B社、E社では、洗濯機ですとかテレビ、そういったものが雑品スクラップの山の中に少量混入していたという、そういった状況でございました。

それから小型家電の28品目でございます。こちらにつきまして、まずA社につきまし

では、そもそも受入自体を認めていないということですが、混入されているものが幾つかございましたので、それをより分けて集積していた山というのがあったというところがございます。

また、B社、D社、E社、F社、G社というところでは、雑品スクラップの山に小型家電に相当するものが混入をしているといったところが、確認をされておりました。また、パソコンですとかゲーム機、そういったものにつきましては、フレコンバッグですとかカゴに入れられた状態で集積されているものが、複数のヤードで確認をされております。

それから湯沸器でございます。こちらにつきましては、品目ごとに1つの山をなしているケース、あるいは雑品スクラップ中に混入されているといったところが、全てのヤードで確認をされております。

配電盤についても同様の確認と、結果でございました。

最後にUPSでございますが、こちらについてはほとんどのヤードでの取扱いがあったということで、カゴですとかパレットに乗せた形で積み上げられている、そういったものを、確認しているというところがございます。資料1の説明は以上でございます。

○寺園座長

ありがとうございます。只今のご説明について、ご意見、ご質問等があればお願い致します。この資料1のところは、前回からの修正部分と追加の部分ということでしたので、特にご質問、ご意見がなければ、時間が限られておりますので、次に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは次に、議事の2「本検討会における検討事項と論点について」及び議事3「有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会中間とりまとめ（案）について」、資料2、資料3に基づき、事務局よりご説明をお願いいたします。

○制度企画室 室長補佐（白鳥室長補佐）

環境省環境再生・資源循環局の白鳥でございます。当方より資料2「本検討会における検討事項と論点について」及び資料3「中間とりまとめ（案）」について説明申し上げます。

資料3につきましては、資料2の政省令等規定事項の内容を文章形式でとりまとめたものになっておりますので、資料2の説明をもって代えさせていただきます。なお、資料3はお手元に配布してございますので、適宜ご覧いただけますと幸いです。

1枚おめくりください。2ページは改正後の廃掃法の条文と当該条文上の政省令規定事

項を抜粋してございます。本日はこれまでの議論を踏まえまして、中間とりまとめを行いたいと考えてございます。以下、それぞれ資料2に基づきまして、論点ごとに対応方針等についてご説明させていただきます。

次のページにお進みください。3ページは検討事項①有害使用済機器の指定について、これまで検討会においてご議論いただいた内容を大きく5つに整理しております。

第1に、リサイクル法に基づく、いわゆる家電4品目、そして小型家電28品目を指定するという方向性に対しては、概ね賛同の意が得られたものと理解しております。

一方、第2に、家庭用・業務用で区別すべきではないという意見、そして第3に、これら以外の品目についても有害性等を考慮すべきとの意見があり、第4に自治体が運用しやすい制度にすべきという点、また、法規として機動的な対応も可能となる点をご指摘いただいたと理解しております。

さらに、実態把握の上、湯沸器、配電盤を始めとして、さらに対象機器を追加すべきとの指摘もございました。

4ページにお進みください。こうした指摘事項を踏まえまして、事務局としては、機器の指定に当たって以下の4つの考え方を基本としてはどうかと考えております。

第1に、本制度がこれまで特段の規制がなかった、いわゆる雑品スクラップの保管等について規制を行う第一歩となるものであることを踏まえまして、本制度の運用を通じて実態を把握していくということが重要であること。

第2に、いわゆる雑品スクラップの適正処理を促していくこと、特にリサイクル法に基づく適正ルートがある場合には、そちらに誘導していくということです。

この前提のもと、第3の点として、現時点で把握している実態を踏まえ、特に機器の有害性に着目すること。

最後に、規制逃れと運用コストのバランスを勘案して、実効性のある制度となるようにすることとございます。

これらを踏まえた対応方針が、一番下の青枠でございます。

第1に、既存制度であるリサイクル法の対象品目、具体的には、いわゆる家電4品目と小型家電28品目を対象と指定すること。

第2に、これらについては、現場において家庭用機器との差異の判断が容易でないものに限り、いわゆる業務用機器についても対象として指定すること。

第3に、今回指定しない機器については、法の施行状況も踏まえて必要な措置を検討

し、対象機器を追加する等の柔軟な対応をすること。

また、湯沸器、配電盤及びUPSにつきましては、更なる実態把握の上で、今後の機器の指定上、特に考慮すべきと考えております。

機器の指定に関しまして、次ページ以降の資料は参考資料となっております。もう1ページおめくりください。5ページには、改正法の関連条文と廃棄物処理制度専門委員会報告書における関連部分を抜粋してございます。これは前回検討会と同様の資料ですので、説明は省略させていただきます。

もう1ページおめくりください。6ページは、既存のいわゆる家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法の対象品目を明示したものでございます。これにつきましても前回検討会と同様の資料ですので、説明は省略いたします。

もう1ページおめくりください。7ページは、有害使用済機器の指定に関する考え方を図示したものでございます。図の上から、家電リサイクル法関連機器として、いわゆる今回指定する家電4品目及び小型家電28品目について指定するとともに、その他の業務用機器等のうち、リサイクル法対象品目との差異について、現場での判断が容易でないものを含めることを考えております。

また、その他の機器につきましては、法の施行状況を踏まえて、湯沸器、配電盤、UPSを初めとして、その他の機器の追加も柔軟に検討する方針でございます。

8ページから10ページまでにつきましては、今般対象として指定する機器の有害性等につきまして、文献等の調査結果をお示ししてございます。これらの多くには、プリント基板や電池が使用されております。また、既存の分析結果からは、多くの機器から一定量の鉛等の有害物質が確認されております。検討事項①については以上でございます。

続きまして、検討事項②有害使用済機器の保管及び処分の基準についてご説明いたします。11ページをお開きください。このページでは、これまでの検討内容の要約をしてございます。

7つ大きく記載してございますが、大きく3つにまとめますと、第1に、廃掃法の基準を基本としつつ、廃棄物と有害使用済機器の相違等を踏まえまして、追加的な基準を課すことも許容できるのではないかといった指摘がございました。

第2に、具体的な基準についてもご指摘がございました。中には、火災防止についての規定の必要性、保管方法や排水処理に関する基準緩和や規制措置の指摘もございました。

第3に、有害使用済機器と「他の物」の分離保管という基準について、対象の明確化や

具体化、さらには有害使用済機器から取り外された部品の扱いに関するご指摘もあったと理解しております。

12 ページにお進みください。こうした指摘を踏まえて、事務局といたしましては、基準の作成に当たって2つの考え方を基本としてはどうかと考えております。

第1に、有害使用済機器が不適正保管又は処分が行われた場合に、廃棄物同様に人の健康や生活環境に支障を及ぼすおそれがあること。

第2に、有害使用済機器特有の考慮事項について、実態等を踏まえながら策定するということです。

これらを踏まえて、対応方針を下の枠の中で示しております。方針は4つあります。

第1に、廃棄物の保管・処分の基準を基本とするということです。

第2に、保管基準については、有害使用済機器の保管の実態を踏まえて対応する他、第3に処分基準については、自治体アンケート、現地調査を踏まえまして、基本的には破碎、切断、圧縮、解体を想定した基準とすること。

そして第4に、生活環境の保全上、特に留意すべきと思われる火災の防止の観点から、原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ等の扱いについては、現地調査における取扱い実態を踏まえ、分別した上で保管及び処分させる等、必要な措置を講ずることを考えております。

なお、これらにつきましては、政令、省令、ガイドライン等に盛り込むべき内容の全体像でありまして、今後法制的な面から検討を加え、それぞれ適宜書き分けていくことを予定しております。

13 ページにお進みください。ここでは検討事項に係る改正法の条文、廃棄物処理制度専門委員会報告書の関連部分を抜粋してございます。これにつきましても前回検討会と同様の内容ですので、割愛させていただきます。

14 ページにお進みください。ここでは有害使用済機器の保管基準につきまして4つに大きく分けた上で、より具体的な方針案を示しております。

基本的に前回同様の内容となっておりますが、第1に保管場所の要件でございます。これにつきましては、周囲に囲いを設けるとともに、必要事項を記載した掲示板を設けることを考えております。

第2に、保管場所からの有害物質の飛散・流出・地下浸透防止等についてでございます。

まず、汚水による汚染防止のため、汚水が生じるおそれがある場合には、必要な排水溝等の整備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うことを考えております。

次に飛散・流出防止についてですが、有害使用済機器の飛散・流出防止、振動・騒音等の防止等の、生活環境保全上、必要な措置を求めることとしております。

第3に、保管時の火災防止等についてでございます。ここは廃掃法の廃棄物の取扱いと比べ、異なる措置又は追加的な措置となることから、前回同様、黄色に網かけしてございます。火災防止の観点からは、次の3つを講じる予定でございます。

第1に、保管の高さについて、概ね5メートル以下とすることを考えております。

第2に、火災原因となり得る電池・バッテリー、ガスボンベ等の取扱いについては、回収し、適切に処理を求めることを考えております。

第3に、火災の延焼防止の観点から、有害使用済機器と、金属スクラップ等その他の資源物や廃棄物等との分別保管を求めることとしております。

最後ですが、衛生管理上、ねずみや害虫の発生防止対策についても求めることとしております。

15 ページにお進みください。ここでは有害使用済機器の処分基準につきまして4つに大きくくりした上で、より具体的な方針案を示しております。

第1に、有害物質の飛散・流出等の防止については、生活環境保全上、必要な措置を行うこととしております。

第2に、火災発生防止に重なる基準として、火災原因となり得る油等の回収、適切処理を求めることとしております。なお、この基準につきましては、保管基準同様、現行の廃棄物の取扱いと比べまして、異なる又は追加となるものであるため、黄色に網かけしてございます。

第3に、いわゆる家電4品目に該当する品目につきましては、現行、定められている処分方法に従って処分することとしております。

第4に、処分施設の生活環境保全措置といたしまして、監視による異物混入防止、粉じん飛散防止、爆発被害防止について、それぞれ必要な措置を講ずることとしております。

16 ページ、17 ページでは、保管・処分基準上、検討会内で特にご意見をいただいた火災防止措置、保管に係る飛散・流出防止について、より具体的な対応方針を示してございます。

16 ページにお進みください。雑品スクラップヤードでの火災事案の発生を受けまし

て、青枠内の3つの対策を行うことを考えております。

第1に、保管高、隔離距離、集積面積について、それぞれ5メートル、200平方メートル、2メートルとすること。

第2に、火災原因のおそれがあるものを適切に回収、処理すること。

第3に、有害使用済機器と、金属スクラップ等の資源物や廃棄物等と分別保管することです。

17 ページにお進みください。保管に係る飛散・流出防止について、実態を踏まえ、特定の勾配制限を設けず、青枠内の対応を予定しております。例えば屋外における容器外保管について、敷地境界から十分隔離することや、堅牢な壁で三方が囲まれている場合には、保管高を基準以下とし、壁で囲まれていない面を境界から十分隔離するなどの基準とすることとしております。検討事項②については以上でございます。

続きまして、検討事項③有害使用済機器の保管等に関する届出除外対象者についてご説明いたします。18 ページにお進みください。前回の検討会では、届出対象となる業者について一定の裾切りを設ける考え方について、ご賛同いただいたものと理解しておりますが、基準の明確化についてご指摘をいただきました。また、廃掃法等との関係性についても明確化すべきとのご指摘をいただきました。

これを踏まえて事務局としては、規定に当たって2つの考え方を基本としてはどうかと考えております。

第1に、今般の制度が、いわゆる雑品スクラップヤードに対して対応強化を図るということであること。

第2に、法令に基づき環境保全上の措置が講じられている場合等は、過度な規制とならないよう除外対象とするということです。

これを踏まえて、下の青枠内に除外対象者の方針を3つにまとめてございます。

第1に、適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者です。例えば廃掃法の許可等や、いわゆる家電・小電リサイクル法に基づく認定等を受けた者のうち、有害使用済機器と同様の機器を取り扱う事業者が、許可等に係る事業場と同一敷地内の事業に限る者などが該当していると考えております。

第2に、保管量の少なさ等により、人の健康又は生活環境に係る被害を生じる恐れがないと考えられる者です。

第3に、いわゆる雑品スクラップ業者以外の者が法律上届出対象となる場合には、有害

使用済機器の適正保管を行うことが想定される者を届出除外とすることを考えておりません。

19 ページにお進みください。ここでは検討事項に係る改正法の条文、廃棄物処理制度専門委員会報告書の関連部分を抜粋してございます。これにつきましても前回検討会とほぼ同様の内容でございますので、説明は割愛させていただきます。

20 ページから 22 ページまでは、それぞれの方針につきまして具体的な届出除外対象者の案を記載してございます。

まず、20 ページは廃棄物処理法、リサイクル法の許可・認定等事業者でございます。許可・認定等につきましては、有害使用済機器と同様の機器であって許可等を受けた同一事業場で扱う者を記載しております。また、これらの許可等が不要と整理されている者についても記載しております。

21 ページにお進みください。ここではいわゆる雑品ヤード業者の裾切りの基準について示しております。本検討会における自治体アンケートの結果において、周辺への環境影響上、支障を生じていたヤードの98%、すなわち面積区分が把握できる124件中の121件が、100平方メートル以上のヤードであったことを踏まえまして、事業場の面積が100平方メートル未満の者について届出除外対象としてはどうかと考えております。

22 ページにお進みください。ここではいわゆる雑品スクラップ業者以外の者が法律上届出対象となる場合に、適正保管が想定される者についての届出除外対象者の案を示しております。

想定される者としては、例えば製造製品の不良品、リコール品、故障品を有価取引等で処分する製造業者、展示品を有価取引等で処分するため一時保管する販売業者など、そして機器の修理時に交換後の故障品を回収し、有価取引等で処分するため一時保管する修理業者等です。

なお、これらにつきましては、改正法の解釈上の適用外範囲を精査の上、省令にて規定する予定です。検討事項③といたしましては以上でございます。

続きまして、検討事項④有害使用済機器の保管等に関する届出事項・書類についてご説明いたします。23 ページにお進みください。これまでの検討会では、届出業者の業態を念頭に置いた上で規定事項を検討すべきとの意見があった他、処分内容の記載につきましてもご指摘がありました。

これを踏まえまして事務局としては、都道府県等における状況把握、指導実施に必要な

事項の届出を求めることを基本とすることを考えております。

これらを踏まえた対応方針案といたしましては、青枠の中にまとめてございます。有害使用済機器の保管等に関する届出事項や書類につきましては、処分について廃棄物処理法に基づく処分業や排出事業者自らが事業所外で保管する場合の届出事項・書類を参考として定めることとしてはどうかと考えております。

24 ページにお進みください。ここでは検討事項に係る改正法の条文、廃棄物処理制度専門委員会報告書の関連部分を抜粋してございます。これは前回検討会と同様の内容ですので、説明は割愛させていただきます。

次の 25 ページにお進みください。ここでは対応方針案に対応する届出事項に関しまして、より具体的な内容を大きく 4 つに分けて記載しております。基本的に前回の検討会でお示した内容と同様となっておりますが、第 1 に申請者の基本情報、第 2 に事業一般に関する事項、第 3 に保管に関する事項、最後に処分に関する事項でございます。

また、届出の時期につきましては、新規事業は 10 日前、届出変更につきましても、廃棄物処理法における扱いを参考としまして、基本的に同様とすることを考えております。検討事項④については以上でございます。

続きまして、検討事項⑤その他必要な事項について説明いたします。26 ページにお進みください。前回までの検討会において、業のフローを把握すべきとの指摘を踏まえまして、有害使用済機器の適正処理を進めるため、取引の流れを把握する観点から、機器の保管又は処分について帳簿の備え付けを求めてはどうかと考えております。

第 2 に、有害使用済機器の保管又は処分業の一部又は全部を廃止の際の届出につきまして、廃止後 10 日以内の提出を求めてはどうかと考えております。検討事項⑤については以上でございます。

次に、前回検討会においていただきました質問事項に対する回答をご説明いたします。27 ページにお進みください。

まず、有害使用済機器の範囲、すなわち機器の一部の取扱いについてのご質問がございました。

これにつきましては、破壊等により原型をとどめなくなったとしても有害使用済機器とみなすものの、機器から取り出された部品や原材料であって、再び部品や原材料として利用されるものにつきましては、有害使用済機器とはみなさないと考えております。なお、より詳細な内容につきましては、今後、ガイドライン等において分かりやすく示していき

たいと考えております。

第2に、有害使用済機器が金属スクラップ等と混合している場合について、意図的な混合が行われた場合又は仮にわずかの機器が混入していた場合の考え方についての質問もございました。

これにつきましては、まず意図的な混入については、有害使用済機器の保管を業として行うとみなされること、そして非意図的な場合には、認知段階で除去等の対応を行わない場合には、業として保管等を行うとみなされると考えております。こうした場合を含む、いわゆる混合状態の取扱いにつきましては、今後、ガイドライン等において示してまいりたいと考えております。

最後に 28 ページにお進みください。ここではこれまでの検討会でご意見があったものの中で、今後の検討事項となるものについて大きく5つにまとめてございます。

まず第1に、改正法施行までに、ガイドラインの整備を含めて運用面の検討を進めるべきこと。

第2に、改正法の施行後は、今般検討しつつも指定対象とならなかった機器について、更なる実態把握の上、指定対象とする検討を進めるべきこと。

第3に、特に湯沸器、配電盤、UPSについては、今後の機器の指定上、特に考慮すべきこと。

第4に、有害物質の考え方について、いっそうの検討を進め、最終的には品目単位ではなく、有害性の有無で機器を指定するといった指定の在り方を検討していくこと。

最後に、法施行後も引き続きスクラップヤードの実態把握を進めるとともに、対象機器、処理基準、届出事項の追加等の必要な対策を講じること。また、今般規制の対象となっていない収集・運搬につきましても、更なる実態把握の上で必要な措置の検討を行うこととございます。資料2あわせて資料3の説明は以上でございます。

○寺園座長

ありがとうございました。検討事項が5つありまして、特に1番目の指定の部分、それから2番目の保管及び処分の基準の部分が大いかなというふうに思っております。検討事項の、まず①番目の指定のところに絞って質疑を行いたいと思います。ご意見、ご質問のある方、お願いいたします。札を立てていただきましたので、福田オブザーバーからお願いします。

○福田代表

まずもって今回のとりまとめのご尽力に対して、本当に感謝の念を申し上げたいと思っております。

この有害使用済機器の定義についてですが、私ども非鉄全連としては、雑品を取り扱う加盟員企業に対しては、今回の法改正の趣旨をきちんと理解してもらうように、この取扱いの届出を促したりだとか、適正処理の促進というものに努めたいというふうに考えております。

その中で、前回の検討会でも申し上げさせてもらったのですが、私どものヒアリングだとか仄聞しているところによれば、既に雑品の取扱い企業の中には、家電系のものだとか、こういう小型家電系のもはもう取り扱っていないので、届出をしないんだと、できれば捕捉されない雑品の取扱い業者として事業を続けていくんだというような、不届きな考え方が出始めておりますので、法の実効性を増していく、そしてその抜け道を塞いでいくというような雰囲気醸成するためにも、有害性のある品目というものは、今回の報告書にも書いていただいたように、機動的な品目の追加というものを、検討を継続していただきたいというふうに考えております。

特に給湯器、配電盤、UPSという個別具体品目は挙げられておりましたけれども、個別の雑品として市場も立っておりますし、鉛などの有害物質の含有も見られる訳でありますので、十分に検討に値するものじゃないかなというふうに考えております。

今回、品目には入っていなかったとしても、状況に応じて追加できるんだという方向性を打ち出させていただくことで、将来を見越して我々の業界団体でも、設備投資をそれに対して行っていったりだとか、あるいは適正処理フローを作っていくというような流れにもつながってくると思います。

そして排出事業者のほうも、将来的にそういう方向性であるんだという強いメッセージにもなりますので、排出者から見てしっかりと国内での処理フローを作っていくんだという認識になれば、非常にいいんじゃないかなというふうに考えております。

いずれにしても、非鉄全連としては法改正の趣旨を、しっかりと啓蒙を加盟企業にしていきたいというふうに考えておりますので、対象品目は状況に応じて変更していくことができるんだというようなことを打ち出していただけると、我々の業界団体としては非常にやりやすいというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○寺園座長

ありがとうございます。ご意見、ご質問を続ける前に、事務局にちょっと確認したいの

ですけれど、私は最初、議事進行上、資料2、資料3に基づきご説明をお願いしますと申し上げましたが、今資料2のところでもめていただいて、資料3は後回しでよろしいですか。

○白鳥室長補佐

資料3につきましては、資料2の検討事項の中の、政省令の規定事項などを文章形式で抜粋したのになっておりますので、説明自体は資料2のほうをもって代えさせていただきますと考えております。

○寺園座長

ありがとうございました。それでは資料2の先程のご説明に対して、まず検討事項①番目の指定の部分での質疑を継続したいと思います。では乗田オブザーバー、お願いします。

○乗田専務理事

鉄リサイクル工業会の乗田でございます。非鉄全連の福田さんからの発言と重複しますが、先般の検討会において福田さんから、一部業界において、届出品目をやらないのだから、即ち家電4品目と小型家電28品目は、当社は扱わないのだから、届け出る必要がない、法の枠外だと、もう既に嘘ぶいている、人がいるというご発言があったと思います。実はあの発言を受けまして、私どもの業界でもいろいろ調査したところやはりその恐れが十二分にあると思われました。

本日の白鳥さんからのご説明にあった対応方針を拝見すると、湯沸器、配電盤等、我々が一番怪しいと、またそこから派生する電池等についても、今後の状況を見ながら、政省令改定、ガイドラインの追加等で対応していきますという発言がございましたので、私どもは大分安心した次第です。これは来年法律が施行されて世の中の認知が進むにつれて、やはり雑品スクラップを取り巻く景色といいましょうか、環境は大分変わるのかなと、大いに期待しております。

今、非鉄全連さんからもありましたけれども、鉄リサイクル工業会に加盟していない業者が、雑品スクラップを取り扱っているケースが多い訳ですけれども、鉄リサイクル業界としても、ぜひこの法律を実行あるものとするため最大限尽力していきたいと思っております。何か決意表明みたいで恐縮ですが、これは我々の工業会としての基本方針でございますので、あえてご披露させていただきます。以上でございます。

○寺園座長

ありがとうございます。ではせっかくですので島村委員から。

○島村委員

ありがとうございます。大きくは1点だけなんですけど、細かく言うと6項目ぐらいに分かれるのですが、1つは明らかな業務用は今回入っていないという点です。これは前回申し上げたことの繰り返しですけれども、業務用と生活用の家電で、環境影響、環境負荷は同じですので、生活環境保全を法の目的とする廃掃法の中では、それを切り分ける合理性がないと思います。今後の検討課題ということで整理をされておられるかと思えますけれども。

第2点目が、配電盤とか湯沸器について既にご指摘がありましたけれども、現地を見学させていただいたときに、私どもが行ったところでは、そういうものは量的にも多かったというふうに拝見しました。鉛とか有害金属が含まれているだろうというものもありました。これも今後の課題として整理されたと思えますけれども、そういうものを対象品目に今後追加する必要が、環境影響という観点からは高いのだろうと思います。

第3点目は、福田さんからもご指摘があった点ですけれども、小電と家電を対象としていないヤードは届出の義務がないので、実態把握が業務系のヤードについてはそもそもできないのではないかということです。任意で立入させていただけるところは量的なフローの把握もできると思えますけれども、実態把握というのを今後進めていくということですが、これほど対象品目を絞ってしまうと、法のもとでの実態把握が進むのだろうかという心配をしております。

第4点目は、今回の調査でわかったこととして、家電系のヤードと業務系のヤードというのが大きく分かれてあるようだ。現地視察では、恐らく業務系のヤードを見学したんだろうというふうに理解をしております。

そういうところは、ほんの一部ですが量的には家電、小電がありましたけれども、少しそれを取り分けてしまえば法の規制対象にはならないということになります。これは質問ですけれども、これまで火災とか生活環境被害の報告があったようなヤードは、今回の規制対象の追加でカバーがされるのだろうか。私が住んでいる関西では、尼崎でも大きな火災があって報道されたところですが、本来規制対象として狙っていた環境リスクが高いヤードを、今回の規制対象でカバーできるのだろうか。今までいろんな事故事例があったところを、今回、政令を改正すれば捕捉できるのだろうかという点です。

第5点目は、分別保管の基準を示していただいておりますけれども、規制対象品目に係

る分別保管の基準ですので、家電、小電だけをやっているヤードはいいんですけども、家電、小電をほんの一部しかやっていないヤードについては、その部分だけ保管高とか、電池とかの分別の基準がかかると思うんですけども、それは何かすごく異様な法施行の姿かなというふうに思います。これは、規制対象機器を非常に絞ったことの副産物かなと思います。

以上の5点をまとめますと、これは廃掃法の改正なのに、リサイクル法の少し後始末的なものを行っている。家電、小電のルートに流れなかったものを、裏で規制をするという、リサイクル法プラスアルファみたいなものになってしまっていて、それは廃掃法の法の姿とは少しフィットしないんじゃないかなというのが、法体系のほうから見た感想です。

最後、6点目ですけども、検討会では、先行する鳥取県の条例を紹介していただきました。鳥取県の規制対象範囲は広い訳ですけども、この政令の改正が入ったときに、それを阻害しないようにする、都道府県における上乘せあるいは横出しの規制の足を引っ張らないような形で運用していただくのがいいのではないかと思います。生活環境保全のためのカバー率が広い先行条例があるのに、後で規制対象の狭いものを入れて後退させるということがないように、運用すべきだと思います。

○寺園座長

ありがとうございます。回答は後で少しまとめて事務局からしていただき、私からもできる部分はしたいと思います。では小島委員、お願いします。

○小島委員

今、島村委員から、火災の観点からもう少し品目をしっかり考えるべきではないかというご意見がありましたけれども、バーゼル法との絡みでも、国内でのフローをきちんとしたものにしていく必要はあるかというふうに思っております。

そういう意味で、バーゼル条約では分別されていない電池の廃棄物が有害廃棄物のリストに入っておりますので、また、火災の原因にもなっておりますので、そういう意味で、きちんと電池が入っているようなものを規制対象に含めていくようなことが必要ではないかなというふうに考えております。

それからUPSも鉛が入っていますので、あるいは湯沸器もそうですけれども、そういう有害性の観点から、含めるべきものはきちんと含めていくべきだというふうに考えております。柔軟に今後検討するというような方針ですけども、もう少し積極的に取り組ん

でいただいたほうがいいのかなというふうに考えております。以上です。

○寺園座長

ありがとうございます。小口委員。

○小口委員

もうこれまで皆様からご発言があったことに非常にかなり近い、同じようなコメントではあるんですけども、まずこの新たな法制度というか改正の中で、雑品スクラップの適正管理に向けた第一歩として、今回は家電4品目と小型家電の28品目を対象として指定されるという方針であるということは理解をいたしました。

その一方で、もう再三議論になっています湯沸器とか配電盤とかUPSといった、問題が懸念されるようなものも挙がっておりますので、それは既に言われていますけれども、ちょっと柔軟に対応するというふうに書かれていて、ぜひやっていただきたいなとは思いますが、実態ですとか検討を定期的にもやると、それを踏まえて必要に応じてやっていると、その定期的な実態把握ですとか検討をやるんだというところを、もう少し強く打ち出していただけるとよろしいかなというふうに思います。

それから、それに関連するんですが、今回4ページのところで「人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれとして、鉛等の有害物質や火災リスク」というところを挙げていただいておりますけれども、この2点を考えるだけでも、湯沸器、配電盤、UPS以外にも、やはり本当の意味での業務用機器とか、そういったものが、有害性もしくは雑品スクラップヤードでの実態でもう既に懸念されるのかなというふうに思われますので、今回ここに挙げていただいたこの3つの品目以外のものも含めて、今後有害物質や火災リスクもしくはそれ以外の有害性も含めた形で、それに該当する品目として他にもどんなものがあるかといったものをきちっと整理していただくと。それに合わせて、今後雑品スクラップヤードの実態についても引き続き調査、整理をきちっとしていただいて、その指定拡大の必要性というものも検討していただきたいというふうに強く申し上げておきます。

それからあともう1つ、これは用語の問題で細かい話はではあるんですけども、今回リサイクル法の対象品目については「家庭用機器との差異の判断が容易でないもの」に限り、それ以外の機器（いわゆる業務用機器）についても対象として指定する」というふうに書かれているんですけども、ちょっと私はこれを業務用機器と呼んでいるところが、いまだに違和感が少しありまして、例えばフロン排出抑制法なんかでは業務用の冷凍空調

機器というものが対象として指定されておりますが、そちらのほうでは明確にルームエアコンは含まないというようなことが書かれておりまして、つまり、業務用機器にルームエアコンを含まないというような解釈ができるのかなというふうに思いまして。

ですので、いわゆるセパレート型の1対1のルームエアコンですとか家庭で使うような形の冷蔵庫というものを、用語として業務用機器とここで呼んでいいのかというのが、もしかすると誤解を招く可能性もあるかなという気がいたしますので、業務に使われるとか事務所で使われるとか、例えばそういった表現のほうが、もしかしたらいいのかなというように感じますので、他の法令の例も確認いただいて、用語の使い方はちょっともう一度ご検討いただいたらいいのかなというふうに思います。以上です。

○寺園座長

ありがとうございます。では森谷オブザーバー。

○森谷専務理事

ありがとうございます。スライドの4ページにある冒頭の指定に当たっての基本的な考え方で「本制度を運用することを通じて、いわゆる雑品スクラップの保管等の全体像を把握していくことが重要」と書かれているのですけれども、私の感覚では、品目の追加なども視野に入っている訳ですから、将来ということでしょうが、「全体像を更に引き続き把握」と、そういう姿勢が出てよいと思います。

それから先程、小口先生からもありましたけど、「柔軟に対応」というのが7ページのスライドにありますけど、これはUPSや配電盤のことが、ある種将来の視野に入っているんで、「適時適切に対応」とか「機動的に対応」という言葉がふさわしいし、それが最後のまとめにあることと平仄が合うと私は思います。

それで寺園先生、申し訳ないんですけど、私はあと20分ぐらいで出ないといけないので、後半のことですけど、ちょっとだけ手短かに申し上げたいことがあります。

○寺園座長

はい。

○森谷専務理事

それは、いずれガイドラインの中で環境省が決められたいということではあるんでしょうけれども、適用除外のところ「同一敷地内」という言葉が、例えば18ページであります。それから保管を行っている者についての、産廃処分業者で保管を行っている場合についての適用除外が20ページに書かれていますが、こういう事情があるということをや

ひガイドラインを考えるとときに考えておいてもらいたいということです。それは、社会通念上は一体の事業所だけれども、地番、番地等が違うために、道路を挟んだ事業所は別な許可が必要であるという実態もあります。それから積替保管のときに、「積替保管」だけ書かれると、有価物招集という難しい言い方をされるんですが、有価物を抜き取るという作業まで含めてここでは言っているのか不明ですので、そういった点も、多少細かな点ですが、きめ細かにガイドラインでは考えていただけたらありがたいと思います。以上です。

○寺園座長

ありがとうございました。森谷委員、何時ぐらいまででしたか。

○森谷専務理事

50分。

○寺園座長

10時50分。

○森谷専務理事

はい。

○寺園座長

分かりました。それではちょっと今ご指摘いただいた部分だけでも、検討事項③の届出除外のことになると思いますが、事務局からご回答いただいてもよろしいでしょうか、方向性だけでも。

○廃棄物規制課 課長補佐（上野補佐）

事務局からです。この資料は考え方を示しているので、ガイドライン等で具体的に示していくことにはなるかと思います。ご指摘を踏まえて分かりやすいようなものにしていきたいというふうに考えてございます。

○寺園座長

同一敷地内のところは、離れたところが一回どこかが届け出ていれば、遠いところも入れてもらうということがないようにということではあるんですけど、行政に届け出られるときの手続的なところをきっちりやろうとするあまり、それでこの業を行おうとする者及び行政側にとっても過剰な負荷がかかることがあっては意味がないという、それはよろしくないということだと思いますので、その意味はくみ取っていただければと思います。よろしいですか、森谷オブザーバー。

○森谷専務理事

ありがとうございました。いずれにしろ、いずれまたガイドラインのことを皆さんは検討されると思いますので、その中で適時適切にということだと思っております。ありがとうございました。

○寺園座長

ありがとうございます。それでは検討事項①の部分の討議を続けたいと思いますが、自治体の委員の方はよろしいでしょうか。小林委員。

○小林委員

4 ページのところでは基本的な考え方として書いていただいています、品目選定に当たっての「把握している実態を踏まえる」というところ、それから「実効ある制度」というふうに書いていただいていますので、こういった視点で私も見せていただきました。把握している実態ということでは、先程から4プラス 28 品目でよいのかというような議論もありまして、私も実際に現場に行きまして、それ以外の品目も多く見られることから、これからはこういったものに対して枠を広げていく必要はあろうかと考えております。

ただ、今回は委員をさせていただくことで、これまでのいろんな各種の審議会等でおりましたデータとかを見せていただきますと、どのような部品、部材で構成されておるかとか、あるいはそういったものの中に有害物質がどの程度含有されているか、というような知見をもとにいろんな調査が示されて、国の審議会の中でも共有化が図られてきておるかなと思っておりますが、今回の枠を広げようかというような品目について、なかなかこういったところの知見がまだないか、あるいは幾つか出ておったとしても、皆さんで共有されておられない状況もあろうかと思っております。もし今回これが入らないということでありまして、そういったところのご検討もこれから進めていただくというのが1つ肝要かなと思っております。

それから「実効ある制度」という面で言いますと、業務用の機器というものが入るということは、形態的かというと形状的にも同種のを、自治体としてこれは該当する、該当しないという判断は非常に困難だと思っておりましたので、これが含まれるということになります点は評価したいと思っております。

ただ、今回の視察等でも皆さんからもありましたけれども、例えば扇風機、炊飯器あるいは掃除機などが含まれておりましたら、そのヤードは、総体その山は対象となるということでグリップできるんですけれども、今回の資料の中にもありましたが、こういったも

のが含まれていないにもかかわらず、例えば湯沸器等だけでというのが出てくると、あるいは今、他の委員からもありましたように、これから対応できないヤードが増えてくるおそれもあるということです。こういった保管の状況あるいは処分の状況というんですかね、今後きちんと見ていただいて、枠を広げるということでありましたら、その点についてもご検討を進めていただければと思っております。

○寺園座長

ありがとうございます。中西委員はよろしいですかね。

○中西委員

はい。

○寺園座長

ありがとうございます。私からもあるのですが、ちょっとここまで長くなりましたので、一回事務局からご回答、コメント等をいただいて、もう一回それを踏まえて私も発言したり、皆様にも戻していただきたいかなと思います。よろしいですか。

○制度企画室 室長（相澤室長）

ご意見ありがとうございます。全般的に方針としては支持していただいたものだというふうに思いますが、特に追加の機器の部分に関して言いますと、しっかり見ていく必要があるということをご指摘いただいたと思っております。それぞれご指摘はごもっともなところがございますので、ちょっと大枠を私のほうで答えさせていただいて、その後でまた担当の者から細かく補足をさせていただければと思っております。

工業会の方々からは、力強く、ちゃんと守っていただくために、非常にありがたいお言葉をいただいたと思っております。

島村先生を初め、他の先生方からもいろいろご質問をいただいていたところでございまして、追加の品目に関して言うと、確かに実際に現場にありましたということと、寺園先生から資料の中にも写真なども提供いただいておりますが、一定程度有害性もあるんじゃないかということも示唆されているというところでもございまして、足りない情報という意味では、ある程度流れているということは分かっているんですが、どれぐらい流れているかというところが、まだ見切れていないというところかなと思っております。

家電とかですと排出量の推計があって、そのうち何割かがこういったルートに流れているというデータがある一方で、ほかの品目ではそうしたデータが足りていないという、残念ながらそういうところがございますので、自治体の委員の方もいらっしゃるんですが、今

後の運用の中では、ヤードに行って実際に立入検査、報告徴収あるいは行政的な指導の中で、他にもこういうものがありましたとか、どうもこれは環境影響があるらしいものではないか、ということといった状況が出てくるかもしれないと思っております、そういう情報を集めながら、追加の必要があるかどうかということを考えていかなければならないと思っております。

そういう意味では、まさに柔軟にというよりは、機動的にそういった状況を把握して、必要があれば追加もしていくようなことを考えていくという必要があるのではないかと思っております。

関係して、島村先生及び業界の方からも言われましたが、取り扱っていませんという方についてなんですけれども、これは悪い目で見ますと、廃棄物処理法の不適正処理をしている事業者さんでも、廃棄物を扱っていませんということで、実は不適正処理をしていましたという事案が過去結構あって、問題になっていたものでございます。このため、廃棄物処理法の立入検査の権限については、廃棄物の疑い物も含めて、疑わしいときはちゃんと入って確認できるように、自治体の方に権限があるところでございます。

これは有害使用済機器についてもこの規定を準用しておりますので、同じような形で立入等を行って実態を把握できるようになっておりますので、実際に実態を把握していくことができますし、そういった規定を今後しっかり運用していく必要があるであろうと思っております。

そういう意味では、自治体の委員の方々がいる前ですが、事業者の指導監督業務に際して、急に仕事を増やす訳にもなかなかいかない側面もある一方で、しっかりそういったことを行っていただく必要があるというふうに思っているところでございます。

あと、自治体の上乗せ、中西委員のいる県—鳥取県などは条例を先に作っていただいているところでありますけれども、これは廃棄物処理法でも上乗せをしている自治体さんは非常に多くございまして、そういった自治体の足を引っ張らないようにというのは、しっかり考えていかなければいけない点だと思っております。

その他の業務用機器の用語ですとか、そういった文言については、ご指摘を踏まえてちょっと考えさせていただければというふうに思っているところでございます。他の点がございましたら、別の者から補足をさせていただきます。

○寺園座長

ありがとうございます。追加でご説明はありませんでしょうか。よろしいですか。お願

いします。

○廃棄物規制課 課長補佐（工藤補佐）

ありがとうございます。小島先生からバーゼルとの関係のところをご指摘いただきました。ご承知の通り、委員の方々、何名かの方はかぶってご検討いただいておりますが、バーゼル法のほうもあわせてやっております。この検討ももう丸2年ぐらいになろうかと思いますが、国内の対策をこの廃掃法のほうでやり、バーゼル法のほうで輸出入のほうを考えて、それで、いわゆる我が国のE-wasteと言われるものが国際的に出て行って環境汚染を起こしているのではないかと、これにどう対応するかということをやっているものだと思っております。

バーゼル法の特定有害廃棄物等に関しましては、まだ11月にかけて検討を進めていっております。そちらのほうでも第1回の際に、特定有害廃棄物等の範囲について、この雑品問題をどうするかというところで、廃棄物処理法の有害使用済機器の検討状況に留意が必要であるということで、こちらの今、本日ご議論いただいている内容を踏まえて、バーゼル法ではどう受けていくのかということ、また改めて議論したいと思っております。

有害使用済機器のほうは、ここの機器に入るか入らないかで、完全に法の中なのか外なのかというふうクリアになる世界でございます。バーゼル法はそもそもバーゼル条約の中でたくさんの有害性の指定があり、それに対する規制対象物というのを考えていくべきであると、だから、これに入ろうが入るまいが、バーゼル条約として守るべきものがあるということは考えてございますので、そちらはまた引き続きご指導いただきたいと思います。以上です。

○寺園座長

ありがとうございます。ではここまではよろしいですか。今の事務局、環境省からのご回答を受けて、追加でコメントがある方はいらっしゃいますでしょうか。いらっしゃらないですか。

大分議論も煮詰まって、課題は全て解決している訳ではないと思うんですが、収れんされてきたかなと思います。そういう状況の中で、座長としてまだ実は不満なところも残っております、ちょっと時間もありますので少し申し上げます。

届出逃れのことにつきまして、今、疑い物も含めてできる可能性が十分あるのではということでしたが、その点は自治体の方にもう一回コメントをいただきたいんですけど、

自治体の方の中でも、私のこれまでの経験では大分温度差があって、多分ここの検討会に委員としていらっしゃる自治体ですと、結構強くいけるけれど、そうでないところだと、そこまではちょっと難しいということもあると思うんですが、率直なご感想をいただければありがたいです。

○中西委員

なかなかコメントとして難しいところが、正直なところ、あるんですけども、今回こういう整理がされたことは、この議論の上だと思っておりますので、1つの仕切りとして先程確認していただいたように、これから柔軟に追加品目を考えていくという方向性を確認できたということは非常によかったと思っておりますけれども、私も前回にもお話をさせていただいた通り、業界のやり方というか、考え、動きとしては、そういうものを取り除いていくという方向にどうしてもやっぱりなるんだらうという具合に思っております。

ですから、実際に取り締まるものの今全体の問題となっている山に関して、そこをきちりといけるかという、ちょっと正直なところでいくと難しいのかなという気はしております。少し率直なところということでお話をさせていただきました。

○小林委員

引き続いてですけども、行政の比較というのは、ちょっと話が難しいですけども、届出逃れ、先程おっしゃった疑い物に対する立入検査ということは、廃掃法上、可能であろうと思います。

ただ、廃棄物か否かというところでいきますと、廃棄物の該当性ということに関しましては、総合判断説にのっとり仕分けをきちんとすべきということで、行政処分の通知などをよりどころに、我々は立入して一つ一つ確認できるという立場がございます。今回の部分はちょっとそのあたりまで読み込めないかなというところもありますので、できるだけ行政の、現場での運用が円滑に進むような通知なり何なりという形で、これをお示しいただきたいと思っております。

○寺園座長

ありがとうございます。これまでの疑い物等に関しては、3・19通知を初めとした各種通知で、自治体によっては積極的にご対応されてきたところがあるということで、今回のこの指定が今できた場合には、そういった通知の類いのものが今後必要かもしれないということだったと思うんですけども、恐らくはガイドラインが最初はそれに当たって、政省令に明確になっていなくて、ガイドラインだけに書いてあるものについて、どこまで

強く言えるかどうかというのは、またその濃淡が出てくる可能性はあるかもしれませんが、ここの検討会で趣旨としては、ガイドラインも含めてその魂を入れ込むというか、この新たな法規制の趣旨を盛り込むと。法律と政令、省令、ガイドラインの各段階はあるんですけども、そういった対応をするということで、それが難しいような実態が出てきた場合には、またそれに応じた対応と、必要な措置をとっていくということと理解しております。それでよろしいですか。

○相澤室長

ありがとうございます。まさにおっしゃる通りだと思っております。自治体の方々、ここにいらっしゃる方は確かに、中西委員のところはもう条例を作って実際に運用されているぐらい、対応しようという意思が県としてあらわれていらっしゃる訳ですから、しっかり運用していただくことができるところだと思っております。

ただ、廃棄物行政全般の話に大きくなってしまいますが、やはり不適正処理を見抜くか見抜けないかというところは、実際に現場の経験なり何なりを積んでいっていき非常に難しい分野だと思っております。実際に、大規模な不適正処理事案があった県ほど、実はその後の不適正処理事案への対応能力が上がっているようなところも実際ございますし、最近ではまた逆に、そうした経験を積んだ団塊の世代が抜けていって弱体化してしまって、あの食品の不適正転売事案みたいなものが起きたんじゃないか、といった点についても、我々はあの事案の総括の中で、第三者の方々から指摘を受けているようなところでございます。

そういった意味では、蓄積された知見というのはきちっと吸い上げて、知見のある自治体さんから他の自治体に展開していただけて、全体的な自治体の運用能力を上げていくということなどということ、こつこつ行っていかなければいけない分野だと思っております。これはこういった法を守る、事業者さんもこつこつ行っていだかないといけないところもありますし、自治体のほうもそういうことがあると思っております。

環境省も、そうした知見をきちっと勉強して、しっかり横に展開させていただくようなことを行っていないといけないと思っております。その第一歩としては、まずちゃんと動いていただくためのガイドラインというものを作っていくということが、まさに制度に魂を入れていく作業だと思っております。

あと、先程のご質問の中で、お答えが他にあるかなと思っちょっと回答できていなかったところが幾つかあるので、少し補足をさせていただきます。

島村先生のほうからありました、家電・小電リサイクルの後始末的なちょっと状況に見えるというところがございます。これは結果的にはそうなっている側面が、見えてしまう側面があるかなというところは、私も思っておりますが、他方、先程申し上げました通り、家電・小電のほうはデータがある程度蓄積されていたので、そこについてはデータがあって、環境保全上の観点から見ても対象にし得るのではないかということに、結果的になっているというところかなと思っております。あくまで廃棄物処理法という法律の考え方からは、適正処理の観点、要するに環境保全上の支障がないように、生活環境の保全ですとか、そういったところを目的として、対象物を決めて規制をしていくというのが法の趣旨だというふうに思っております。

あと、実際に火災対策になるのかというご指摘もいただきまして、これは、火災の原因というのはなかなか難しいところがございます。これはむしろ私どもよりは、寺園先生のほうが詳しいと思いますが、我々も去年から結構火災が頻発しているというデータを出させていただいていて、そのうち何件かは、実際にもう火災が起きた情報が入った段階で担当が現地に飛んで行って、結構エアコンの残骸のようなものとか、こういうのがありましたという報告を受けているところがございます。そういったところを見ると、一定程度そういったヤードに対して、火災防止の観点の機能もあるのではないかとこのように思っております。

ただ、完全かどうかというところ、これは実際に法を運用していく中で、有害使用済機器を扱っている以外のヤードでも火災が出てきたので、では原因物は何かというのを特定して、それを対象にしていくということは、当然ステップ・バイ・ステップで進めていかなければならないものだと思っております。

あと、森谷委員のところの発言は、担当からもありましたけれども、実際の届出でどういった情報を出されているのかとか、そういったところを、確認をして、そういった過剰な負担にならないような運用の仕方を考えていくというところを、宿題としていただいたというふうに思っておりますので、そういったところも考えていきたいと思っております。以上でございます。

○寺園座長

ありがとうございます。それでは私からまたちょっと続きで幾つか申し上げたいんですが、先程届出逃れについては、ガイドライン等で対応ということになりました。

それとあと、全体的な話として、今まで皆様にご議論いただいた通り、今回雑品スクラ

ップ対策に対する第一歩であるということで、私もこれは非常に大きな一歩であるというふうに考えております。

国会でも、この法改正が通ったときに議員の先生方から、これですき間のない対策が進められるんですかというふうに言われ、環境省も私のほうも、進むというふうに期待していますということで申し上げました。そういうふうに答えたからには、本当にすき間のないように、問題のあるものはできる限り潰していくとか、対応をとっていくということが必要だと思っております。

一方で、有害使用済機器という言葉が法律のほうで決まりましたので、若干そこに縛られている部分もあることは否定できないというふうに考えていて、これも今までの検討会でも少し申し上げたところですが、有害という言葉が付いているからと、それをあまり厳しく捉えると、本当にどれぐらい有害性があるのかということになってしまいます。

今回は人の健康又は生活環境保全上に支障があるという、大体一般の方々が想定できるような、環境に問題がありそうだなということを広く有害という言葉でくくっているということで、今回はそういった用語の使用をしているということで私は理解しておりますし、そういうふうな理解で皆さんもいただければよろしいかと思うんですが。

あと、機器の部分ですね。機器につきましても、これは有害使用済機器となっていますので、部品等を含まないという意味がここで込められているということもあるのですけれども、一方でそれを分けた場合に、例えば黒モーターとか製品の中に含まれていた電池の部分が外れている場合、どうなのかということもあります。

法律の用語を動かすことは難しいので、あくまで解釈の部分ということになりますけれども、ガイドラインを含めて、その機器の部分についても、不適正に除去した、取り外したようなものにつきましては、それは対象となりますということが 27 ページのほうにも書かれており、先程もご説明いただきました。

その 27 ページのほうをご覧ください、これは私の理解で申し上げますけれど、質問事項のところで「範囲（機器の一部の取扱い）を明確にすべき」ということに対して「破壊等により原型をとどめなくなったとしても有害使用済機器とみなす」というのは、これは不適正な扱いは認めませんということだと理解しております。

一方で、「取り外された部品や原材料であって、部品として再使用されるものや原材料として利用されるものは、これはみなさない」ということで、これは適正な扱いがされた場合には、それは機器の一部とは考えないということで、本規制の対象から外すというこ

とになっていて、ここが適正に行われているか、不適正かというところが、私の理解では境目になっていると思います。ここはガイドラインになるということで、まさに解釈の領域なのかなと思うんですけど、ここがまさに不適正な対象の解釈につながらないようにお願いしたいと思っております。

そういったことで、どうしても境目が難しいということがあります。これは雑品スクラップの定義が事実上できないがゆえに、有害使用済機器というところを出して、その品目指定、機器の指定ということをやってきたという経緯があるものと理解しております。

今、4プラス 28 品目でリサイクル法対象のところを指定したということについては、島村委員が言われた通り、リサイクル法と廃棄物処理法の趣旨の違いというご指摘もありましたけれども、まず第一歩であるということと、あと、私も以前申し上げたような、バーゼル条約においても、家庭由来のものについてはやはり重く考えるべきというところがありますので、それはその趣旨にはかなっていると思います。

その上で、今後の柔軟な機器の追加、拡大につきまして私から申し上げたいのは、大体この検討会とか委員会をやっている最中は、それはしやすいんですけども、終わるとなかなか、ご担当の方が代わったり、一研究者とか一自治体とか一市民がそれをこういった場に持ち込むことが難しい。普通にしているときにはもう難しい、忙しい役所の方々を説得して、それをこういうふうに追加してくださいと言っても、それはなかなか大変であるということですので、その精神はできるだけ今回のとりまとめに文章の形で引き継いでいただいて、その後の追加ができるような形にさせていただきたいと心から思っております。ちょっと私が長くしゃべってすみません。

その上で、もう少しだけ機器の指定の部分について確認したいのですが、先程小口委員からもありました業務用の部分、そのことも含めて7ページに、業務用エアコン、業務用冷蔵庫、業務プリンタ等は、これは入りそうにも見えるのですが、※印で書かれているのは「家庭用との差異が容易でない機器に限る」ということですので、実質、入るものというのは、かなり限られるのかなというふうには思っております。確認ですが、大きいレーザープリンタとか、そういうものは、これは入らないと考えてよろしいでしょうか。

○上野補佐

物を見てみないと判断できないところがあるかと思いますが、この※印は明らかに業務用と見て判断できるようなものであれば入らないという意味なので、そこで迷うようであれば対象に入ると理解しております。

○寺園座長

ありがとうございます。急に質問してすみません。28 ページのところで、私も提供させていただいた写真でもう少し考えたいと思います。

業務用エアコン、これはパッケージエアコンの部品部分が写っているもので、これは見る人が見れば、ぱっと業務用だなというふうには思うんですけど、先程のプリンタの例のように、今ご家庭でも、ある程度の大きさのレーザープリンタをお持ちの方はいらっしゃるし、これはどこから出たんだろうというような判断が、なかなか自治体の方でも難しい場合があるかなというふうに思います。

それから上のほうのUPSが2つありまして、これは2010年の4月に新潟で火災が起きた時に私が撮ってきた写真なんですが、左側の燃えたUPSは、これは発火源かと思われるUPSで、激しく燃えた跡がありました。火災も起こしているし、鉛もあるという、有害性は非常に大きい部分かと思います。

たまたま燃えていない同じようなUPSも、そのスクラップの山の中にありましたので、一緒に写真を撮ったんですけど、現在の案で4プラス28品目ということになると、このUPSは残念ながら入らないという理解でよろしいですね。

これは、自動車用の鉛バッテリーは確かに自動車用の部品であるんですけども、UPSは、基本的には単独で機器としてバックアップ用に使われることが多いということで、機器ではあるんだけど、4プラス28品目には今のところは入らないということで、もう一回確認ですが、よろしいですね。

○上野補佐

はい、先程の図の中では入らない考え方になってございます。

○寺園座長

ありがとうございます。だからそういう意味で、先程島村委員から火災のリスクは減りますかと言われて、私は一定程度減るとは思います。

ただし、実際にこのUPSが燃えた事例もありましたし、その下にあります、燃えたリチウムイオン電池（配電盤に附属）の、これは2014年11月に名古屋で火災が起きた事例であります。

これは配電盤に附属されているリチウムイオン電池、これも普通は、火災の原因は分からないことがほとんどなんですけれども、すぐに火災が起きてから消火することができて、原因が特定できた珍しい事例であります。そういったときにこのUPSとかリチウ

ムイオン電池というのが原因にある訳ですので、このリチウムイオン電池の場合も配電盤全体も、今回は有害使用済機器の指定には入らない、しかしながら、電池はそこにあると、これによって火災も起こり得るということですので、今回4プラス 28 品目でいく場合には、これらの宿題が残っているということを肝に銘じる必要があるかなというふうに思っております。島村委員。

○島村委員

ありがとうございます。関連する点なんですけれども、今、寺園座長がおっしゃった28 ページのところで黒モーターが右下に写っていますが、これは適正に取り出したということで、ここにこうやってたくさん積んでいる図がありますけれども、規制対象外になるという理解でいいかという点と、あと、業務用エアコンというふうに写真で撮られています。これは寺園先生、はめ込み型ということですよ。

○寺園座長

はい。

○島村委員

家庭用で結構はめ込み型もあるようです。この写真だけ見て、業務用とは断定できないというところがあり、据え付け型か、はめ込み型かで二分することはできないんじゃないかなと思いました。

○寺園座長

ありがとうございます。そういった点で、28 ページの上から2段目で右側にあります家庭用か業務用か判別困難なエアコンとして、これはある程度ぐしゃっと圧縮されたものを写真として示させていただきましたけれど、よく近付いて見れば、家庭用も多いなと思うんですが、ぱっと見てそうじゃないものもあり得ると思って載せさせていただきました。

下のほうの、今の黒モーターについて、エアコン由来というふうに、エアコン由来か冷蔵庫由来かは難しい部分もあるんですが、ぱっと見て、見る人が見れば分かるかと思えます。自治体の担当者がガイドラインを見て、ああ、これはちょっと原材料として利用されるものかもしれないけれど、でも、こんなやり方は不適正だから、これは対象だろうというふうにガイドラインを適正に解釈して頑張れば、この右下の黒モーターというのは入るかもしれないんだけど、今のところ入らない可能性も高いなというふうに考えております。そこのところも宿題かと思っております。

左下の写真はコンプレッサーで、これもどういうものかは、なかなか私などでは分からないのですが、産業機械由来のコンプレッサーと思われて、この右下の黒モーターも左下のコンプレッサーも、両方とも油まみれになっております。明らかに下が不透水性の、床面を加工していない限りは、床に浸透してしまうということもありますし、私としてはこういうものも本当は入るべきなんだろうとは思いますが、残念ながら機器ではないということと、機器であったとしても産業用機械由来というふうに考えられるので、なかなかその対象に入らないということで、これらも宿題として残っているというふうに考えております。

そういったことで、今回は指定を機器で指定していった訳で、島村委員が鳥取の事例で紹介されたような、何か広い考え方で全体の有害使用済機器を定めることというのは今回できていない訳なんですけれども、（まだこれで不十分だということになれば）今後の追加指定をより柔軟にやっていただく、あるいはガイドラインも含めた柔軟な対応をやっていただくということしかないかなというふうに考えております。いろいろ申し上げましたけれども、よろしいですか。事務局からコメントがあればお願いします。

○相澤室長

ありがとうございます。おっしゃる通り宿題事項だと思います。これだけいろいろな方々からこういうコメントをいただいて、こういう状況があるんじゃないかというご指摘をいただいておりますので、先程申し上げました通り、この実際の施行に当たっていろいろなものが出てくる、こういうふうにちょっと判断に迷う事例が出てきますとか、こういう汚染が疑われる例があるんじゃないかとか、そういったことが出てくると思いますので、そういった情報をちゃんと集めて、機動的にそういう追加というのを検討していくようなことを考えていくところかなと思っております。

もちろんその過程においては、実際に運用される自治体の方々ですとか工業会の方々、あるいは関係省庁とのご相談も当然させていただかないといけないということは思っております。そういうことをしながら検討をしっかりとっていく必要があると思っております。

○寺園座長

ありがとうございます。これで指定の部分は終わりにさせていただきますけれど、フロンの方の問題もあります。これは取り外しの観点から、業務用の冷凍・冷蔵機器や空調機器については、本来フロン排出抑制法の指定製品として、取り外すときにもフロン回収

のプロセスが行われるべきであるにもかかわらず、結果としてこういうところにも見えることは、フロンがどこかで漏えいしていると、放出されているということも、問題として考えるべきであると思います。

あと、文章の中では「オートバイや農機具」等も書いていただきました。こういった油、フロンの流出というのは、やはり適正な方々によって、しかるべき処理がなされるべきであり、この雑品スクラップの中に見付かることがないように、今後必要に応じて追加をしていただけるように、心からお願いしたいと思います。はい、お願いします。

○小口委員

先程島村委員から、質問だったと思うんですけども、確認なんですけど、28 ページ目の右下のエアコン由来と思われる黒モーターというのがあったときに、これは有害使用済機器ともみなされないという理解でよろしいのでしょうか。ちょっとそこだけ確認させてください。

○上野補佐

具体的にはガイドライン等で示させていただきたいと思います。前のページの 27 ページで書いております「部品として再利用」について、先程、寺園先生がおっしゃっていた通り、適切に再利用される、あるいは適切に原材料として利用されるというものが明らかであれば、それは有害使用済機器ではなく、部品、原材料としてみなすということはあるかと思います。

一方、それが不明確あるいは明らかに不適正に扱われているのであれば、やはり今回の有害使用済機器の一部として考えていくような方向で検討するよう考えており、ガイドライン等で具体的に書いていくような感じになると思います。

○小口委員

分かりました。例えば分かりやすい例で、この状態で油がどんどん出ているようなものが、何も規制がかからないというのはちょっと問題かなと思いますので、それもガイドラインの中でその辺を明確にしていただけるといいな、というふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○寺園座長

ありがとうございます。私もこの 27 ページに書かれていたような、この「原材料として利用されるものは、みなさない」という、こういった簡単な書き方でなくて、そこに適正性も盛り込めるような形で、ガイドラインに書く必要があるかなというふうに思ってお

ります。ありがとうございます。よろしいですか。

では時間も押してきましたので、検討事項②番の保管及び処分の基準のところに移りたいと思います。保管と処分と両方、たくさんあれば保管からにしますが、よろしければ保管及び処分の基準の両方を議論したいと思います。ご質問、ご意見のある方、札でお願いします。では小口委員。

○小口委員

ちょっとこれは単純な質問かもしれませんが、11 ページ目の下のところにある「有害使用済機器と分別保管すべき「他の物」」というのが、私はきちっと理解できませんでしたので、もう一度ご説明いただきたいと思います。

○上野補佐

14 ページの黄色に塗ってあるところの③ですね。③に「金属スクラップ等その他の資源物や廃棄物等と分別して」というところになります。いわゆる資源物や廃棄物とを分けてくださいという整理です。

○小口委員

ではつまり、雑品スクラップから有害使用済機器を除いた残りのものという理解でよろしいんですか。

○上野補佐

そういうことになります。

○小口委員

分かりました。

○寺園座長

ちょっとここは分かりにくいので、別の書き方にしていただければありがたいです。他にはいらっしやいませんか。では福田オブザーバー、お願いします。

○福田代表

これは保管に対しての届出をするということになるのだと思います。その保管基準については、火災防止の観点だとか、あるいは飛散・流出の防止だとかというところを織り込んでいただいた上で、現場としては実質的な観点から、現場として、ある程度やりやすいという規制になっているかと思いますので、その点は非常にありがとうございます。

処分についてなんですけれども、これはこの、そもそも有害使用済機器が廃棄物なのか廃棄物じゃないのかということに係ってくると思うんですけれども、例えばこれは有価

物であるという判断があれば、有害使用済機器であっても保管の届出をすれば、処分もその業者ができてしまうということになるのでしょうか。

○上野補佐

保管又は処分の業ということになりますので、どちらかをやるのであれば、届出をしていただくということになります。

○福田代表

分かりました。ちょっと勘違いしておりました。

○寺園座長

小林委員、お願いします。

○小林委員

保管の基準及び処分の基準の中で、火災発生防止については詳しく書いていただいているんですけど、その上に飛散防止等のところがありまして、「有害使用済機器及びその一部の飛散・流出防止」という書き方をさせていただいております。

先程品目の選定のところで、私もあえて申し上げていなかったんですけども、この一部の飛散防止ということになりますと、現場で解体したものについてはこの一部とみなされて、ここから、例えば蛍光管からの水銀であったり、基板からの鉛溶出であったり、先程あった黒モーターやコンプレッサーからの油流出ということは、現場で解体等を行った物品については、ここで読むということになるのかなと私は思っておるんですが、そういう読み込み方でよいのかどうかということですね。

特に蛍光管については、液晶テレビなどはもう処理の基準が家電で決まっておりますので、きちんとしていないといけないということは、こちらの処分基準の中でも特定の品目に係る処分基準ということで書いていただいておりますので、担保できると思うんですが、それ以外の蛍光管等、例えば蛍光灯から取り外される蛍光管ですね。蛍光灯は今回対象品目にはなっていると思うんですけど、そこから取り外される蛍光管というのは一部品になると思うんですが、こういったものは先程言いました一部の飛散・流出防止という観点でぞんざいに扱わないということで、ここでそういった対応をしていくことになるかなと思っておりますので、その他の今言いましたような品目、蛍光管や基板、黒モーター、コンプレッサーでも、現場で解体したものは飛散・流出防止の観点での基準が適用されると見てよいのかどうか、その点についてお伺いしておきたいと思っております。

○上野補佐

火災のほうが今回の検討会でクローズアップされているため、具体的な書きぶりになっていますが、ご指摘の飛散・流出防止の観点は、有害物質を含め、1つ上の欄に書いてある飛散・流出防止等について「生活環境上必要な措置を講じる」のところで入っていると理解いただきたいというふうに思います。

○小林委員

ありがとうございます。ということでしたら、基準としてはこういう書きぶりなのかなと思いますけれども、事業者あるいは自治体がこの制度を適切に運用するためにも、そういった具体的な配慮について、事例として、ガイドラインになるのかどうなるか分かりませんが、示していただければと思います。よろしく願いいたします。

○寺園座長

では中西委員、お願いします。

○中西委員

先程の点に関して関連なんですけれども、今の整理の仕方として、政省令、それとガイドラインという言葉が出ている訳ですが、できればあまり通知に委ねることのないようにしていただきたいということ、自治体のほうからは強く申し入れをしておきたいという具合に思います。以上です。

○寺園座長

とても大事な点だと思います。島村委員、お願いします。

○島村委員

前回か前々回に申し上げたことなんですけれども、廃棄物処理施設ですと都市計画法上の用途地域の制限がかかり、自治体ごとに、用途地域ごとに規制をされていると思いますけれども、今回の場合にはそのような規制が、建築基準法 51 条でしょうか、かかってこないわけです。実際、関東の見学のときも、かなり住宅に近いところで、我々が視察をした事業者さんではなくて、しなかった事業者さんですが、雑品がものすごく高く積み上げられていて、大きな音が始終していました。我々が拝見した事業者さんは、昼間の活動時間に受入をされているということなので、周りに騒音とかの、トラックの搬入とかで被害はなかったと思うんですけれども、我々が拝見しなかった事業者さんで、かなり朝早くから夜遅くまで営業時間になっているというところもありました。

騒音とかトラックの出入りとかということが問題としてあるのですけれども、今回の保管基準は主として火災にフォーカスされているものだと思いますけれども、生活環境、ま

さに住居系の地域とか農業系の地域にどんと建ってしまうという状態が今あると思います。そういう観点は、今回すぐは無理かもしれませんが、住民の快適な生活環境を守るという観点では大事かもしれないと思いました。

住民の方の苦情としては、火災の懸念があれば、それはすごく懸念されると思いますが、日ごろのストレスというのは、騒音とか搬入とか、そういうところにあるかなと思います。営業時間として夜中にやらないとか、それから、野外で破碎をすれば大きな騒音が出るかもしれませんが、そういう騒音等への配慮が本来あるといいのかもしれない。

建築基準法の施行令のほうにも、有害使用済機器の保管場所については、将来的には指定をして、住居系の地域や農業系の地域に、できればできないほうが良いということも思いました。

○寺園座長

どうでしょうかね、今の点はよろしいですか。

○白鳥室長補佐

ご指摘ありがとうございます。前回もしくは前々回に島村委員のほうから、現状建築基準法、もしくは合わさって都市計画法上の規制が特段かかっていないので、その点について今回規制を追加するであるとか、もしくは配慮すべきというふうな意見があったことを承知しております。

その点については、こちらのほうで関係省庁も含めて検討したいと思っていますし、一方で、ちょっと恐らくこれまで雑品スクラップヤードに関して、そもそも法律上の定義とか概念がなかったため、そういう整理になっているという可能性も一部あるかなと思っています。そういったことも含めて対応していきたいと思いますが、いずれにせよ、生活環境衛生上の問題がない、支障がないという点で、今おっしゃっていただいたことは当然対応すべきと思っていますので、規制の中でこういった形で対応できるか、こちらも検討してまいりたいと思っています。

○上野補佐

続きまして、ご指摘いただいた中で、住宅地に近い場合、騒音、振動等の懸念はあり得ると思います。時間帯や民家から離れたところで行う等の指摘もありましたし、防音対策を行う等、ハード面、ソフト面を含めた対策を考慮することになるかと思っていますので、今後ガイドライン等ではそのように示すことを考えております。それでもやはり問題が生

じるのであれば、基準の追加等、今後の検討課題になると考えてございます。

○寺園座長

ありがとうございます。島村委員のご指摘の中で、この現地調査で私も同行しましたところで、特に関東のほうは比較的適正なところが多かったんですが、確かにその近隣には不適正なところがありました。

私もこの検討会が始まってから、ある業界の方と議論した中で、適正にやろうとしている業者に対して、できるだけ不利にならないようにしてほしいというご意見がありました。そういったことで、今回オブザーバーの方々にも来ていただいているんですが。

例えば保管基準の中で掲示板を設けるということがあって、私が話した業界の方は、有害使用済機器をここでこうやって保管していますというふうな掲示板を出さなければいけないと、これにすごく抵抗があるというか、自分達は普段から適正にやっているにもかかわらず、そういった有害なものを扱っているという掲示を出すことになる。

片や、その隣には不適正、何をやっているか分からないけど、自分達は有価物で問題ないと、4プラス 28 品目はこれからもやらないよ、外しますよという人たちが掲示もなく事業ができるということも、これから起こる訳ですので、もうちょっと法律に書かれているこの有害使用済機器という文言はどうしようもないんですけれども、長期的にはその辺のご検討もお願いしたいと思います。

あと、もうこれからの政省令、ガイドラインを含めた運用の中で、やはり不適正な業者が放置され、届出逃れが継続されるようなことがあっては、この法の趣旨と全然異なってきますので、そういった届出逃れを許さずに、有害使用済機器の届出と適正な保管・処分が、しかるべき掲示板を含めた情報公開の中で、自治体によってちゃんと監督もされているというような状態が生まれることを強く願っております。

保管及び基準についてはよろしいでしょうか。では消防庁からお願いします。

○消防庁 危険物保安室 課長補佐（竹本課長補佐）

火災防止の観点から、一言コメントを述べさせていただきたいと思っております。資料 2 の 16 ページですが、火災防止措置については、出火防止の対策、延焼防止の対策、それから消防活動の対策と、大きく 3 つが必要な対策になると考えられますが、16 ページでお示しをいただきました措置のイメージについて、例えばバッテリーなどと分別をするということは、出火防止を図る上では適切な対策であろうと思っておりますし、延焼拡大を防止していくという観点であれば、高さ 200 平米以下という集積面積、離隔距離を確保す

ることによって、そこにある可燃物なり廃棄物の量が制限され、大規模な火災とならないよう抑制することができると考えられます。また、延焼を防止する意味では、離隔距離をとることで、輻射熱を他の廃棄物に影響を与えないこととなることから、この延焼拡大防止の措置としても、適切な対策と考えております。

また、消防活動も考慮いたしますと、離隔距離のスペースを、消防活動上に活用することもでき、適切な、早期の消火が期待できると考えられますこれらの措置が基準もしくはガイドラインの中で明確に提示され、確実に講じられることで、火災防止対策としても十分な効果が期待できると考えております。

また、3つ目の「他の廃棄物や資源物と分別して保管をする」というようなことについても、恐らくガイドラインなどで分別して保管するということは、例えば他の金属スクラップなどこの有害使用済機器が一定の距離を確保するとか、そういったものが出てくるのかなど期待されるますが、一定の分別保管をするということも、他の機器なり廃棄物等の延焼を防止するという観点からも、効果的な対策であろうと考えております。

最後に、17 ページの飛散・流出防止措置につきましても、例えば壁を設けるだとか敷地からの距離をとる等の措置は、もし万が一、ヤード内で火災が起きた場合に、その他の廃棄物等の延焼防止という観点からも有効と考えておりますので、火災防止対策としても適切な対策であろうと、消防庁としては理解をしているところでございます。

○寺園座長

どうもありがとうございます。16 ページにあります集積単位と、あと、離隔距離につきまして、火災予防条例の中で再生資源燃料にかかっているものを準用させていただくということで、今回ガイドラインに含める形で検討を行わせていただいています。消防庁からの情報提供、どうもありがとうございました。

なかなか雑品スクラップについて、再生資源燃料と同じ基準を設けることが適切かどうかという議論もあるとは思いますが、今まで雑品スクラップは火災で人命を落としていないということがゆえに、大量に燃え続けて、長時間の火災対策、消火が必要であったと。その間、他のところの火災予防にも手薄になってしまうとか、もろもろの問題があると思いましたので、今回のような措置は必要であるというふうに私も考えております。はい。

○上野補佐

1つ捕捉させていただきますと、災害廃棄物の仮置場でも、再生資源燃料と同様の高さ

や離隔距離の考え方に関する通知を出させていただいており、複数の根拠があることから、資料にお示ししたような基準をガイドライン等に盛り込んでいきたいと考えてございます。

○寺園座長

ありがとうございました。それでは検討事項②の保管及び処分の基準についてはよろしいでしょうか。

それでは検討事項③、④、⑤をまとめてご意見、ご質問をいただきたいと思います。届出除外と届出事項・書類及びその他に関しまして、ご質問、ご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。中西委員。

○中西委員

ありがとうございます。21 ページの届出除外対象者の実態から踏まえて「100 平米未満を除外対象としてはどうか」という、こういう数字から見た合理性はあると思っておりますので、こういう割り切り方があるんだろうということは、私としては思った上でのお話なんですけれども、18 ページ、対応方針のところ②番目なんですけれども、「有害使用済機器の保管量が少ないこと等により、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがないと考えられる者」という具合に書いてありまして、実態は実態なんですけれども、おそれがないかどうかというのは、そこはまた異質なところがあるかなと思っております。そこのところを私が懸念するのは、100 平米と一遍切ってしまうと、もうそこから先の、下に下げることが難しくなることのないようにという意味合いで申し上げておりますので、その辺がちょっとニュアンスとして出ればなという具合に思っております。以上です。

○寺園座長

ありがとうございます。よろしいですか。

○上野補佐

対応方針のほうで少し言葉足らずだったかと思っておりますけれども、これはあくまでも被害を生ずるおそれがほとんど考えられないという意味合いで、全くないとも言い切れないと思っておりますので、施行後、監視をしていく中で、100 平米を切るような事業場でも生活環境上の支障が大いに生じているというような実態があるのであれば、裾切りの引き下げ等も検討していかなければいけないと考えていますが、まずは今回 100 平米ということで示させていただいていると、ご理解いただければと思います。

○寺園座長

よろしいですか。では小口委員。

○小口委員

ほぼ今のご意見と同じことなんですけれども、21 枚目で「人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがないと考えられる者」というふうに書いておきながら、考え方のところで、「被害を生ずる」と「支障」という言葉は違うものの「周辺の環境影響の支障のおそれがあるヤードのうち、2%が100平米未満に当たる」というところで、ちょっと矛盾しているというふうに思います。

ただ、件数ベースで、2%で、さらに面積ベースとか、そこから類推される保管量ベースで考えると、もっと少ないとは思いますが、その100平米未満を裾切り以下とすること自体には、私は別に異論がある訳ではございませんが、ちょっとこの説明自体が矛盾していると思いますので、ここはもう一度ご検討いただいたほうがよろしいかなというふうに思います。

あと、③、④、⑤ということでしたけど、最後のスライドの、今後の検討事項についてもよろしいんですか。

○寺園座長

はい。

○小口委員

これはこれまでも再三言われておりますし、先程、島村委員からもありましたけれども、この28ページ目の右側の写真とかで、家庭用か業務用か判別困難なエアコンですとか、あと、先程家庭用でもはめ込み型というか、ハウジングエアコンみたいなものが最近ありますし、ちょっと家電リサイクル法のほうも見ていますと、家庭用のハウジングエアコンでもマルチのものがあるといったようなことも記載があったりして、業務用エアコンと家庭用の判別というのは非常に難しいというのは、もうお分かりいただけるかと思うんですけれども。

今回の指定は今回出された案のようにやられるのはよろしいかと思うんですが、今申し上げたようなことを考えますと、家庭用か業務用かというところで分けるというよりは、もうその物自体とか有害性そのもので考えて、品目の指定を漏れなくしていくという考え方で将来的にはやっていただかないと、例えばこの写真である、上の家庭用か業務用か分からないエアコンは規制されるけれども、この下の業務用エアコンとか、これに似たよ

うな家庭用のハウジングエアコンが入らないというのは、やっぱり性状としては、ちょっとそれはおかしいかなというところがありますので、将来的にはそういったことを考えて、漏れない規制をきちっとご検討いただきたいなというふうに思います。以上です。

○寺園座長

ありがとうございます。では小島委員からお願いします。

○小島委員

26 ページのその他の必要な事項について、「フローを把握すべき」というところがありますけれども、この有害使用済機器に関する品目ごとの引取先とか引取量、取扱い法ということですが、黒モーターだとか一部部品に関してどのように把握するのか、それを把握しておかないのかどうなのかというのを、一応ちょっと確認をさせていただければというふうに思います。

趣旨としては、そういうものが入ってきているときに、きちんと適切に処理した上で何か入ってきているものと、それからどこかよく分からないところで解体されて入ってきているようなものというのがある可能性があるかと思うので、有害使用済機器の部品に関して、一部きちんと把握をしておいたほうがいいのではないかなというふうに、フローを把握する必要があるのではないかなという趣旨です。

○寺園座長

今の点は、黒モーターで取引されて黒モーターとして入ってきたものについては、私の理解では、現状では、相当これはその業者に対して監督するのは難しいかなと思っておりますが。

○小島委員

はい。ただ、そのところのフローを少なくとも把握しておかないと、それがそこで解体されたものかどうかというのはよく分からない訳ですよね。だから、そういう意味でも、そこで何をやっているかということを含めて把握するために、きちんと記録を残しておいてもらう必要があるのではないかなというふうに思っているんですけども。

○寺園座長

恐らく冷蔵庫やエアコンとして入手している業者に対しては、それを、何をやっているんですかという、分解、分別して黒モーターとした場合には、その後どうしているんですかということを知ることができるとは思うんですけど、仮に保管及び処分を行っている業者に対して、うちは、黒モーターはあるけど、これは別のところから適正に、原材料の黒モーター

ターとして入れたところですよと言う人に対して、現状、予想されるガイドラインで、これはどこからどうやって来ましたかというのを、かなり強い力で言うのはなかなか大変だけど、私もそこはあまり放置してはいけないとは思っておりますが、どういう書き方がよろしいでしょうか。

○小島委員

要はその取引のフローを記録してほしいというものの中に、そういう一部の部品に関しても含められれば、含めたほうがいいのではないかなということですから。

○相澤室長

ご指摘ありがとうございます。今の話に関して、今先程の品目のところでも部品の話があったかと思えます。そちらとも関係してくる論点かと思えます。

こちらに関して、ちょっと整理をさせていただくと、対象はやっぱり有害使用済機器ということなので、機器の性状を有しているものが基本になります。その機器について、適正処理がちゃんとされているかどうかの流れを追うためにも、そういった機器を扱う事業者さんには、どこから仕入れてきて、どこに引き渡していらっしゃるかを、記録をしておいてくださいというものですので、この場合、黒モーターで言いますと、エアコン又は冷蔵庫が主な電気電子機器からの発生源になると思えますが、エアコンなり冷蔵庫を仕入れてきている事業者がどこからそれを引き取ってきたんですかという話と、どこにそういったものを引き渡しているんですかという情報が記録されることになります。

ですから、そういったもの通じて、最終的に黒モーターになったもの自体について有害使用済機器の対象にするのは難しいというのは、先程のご議論でもあったと思うんですが、どういったところに流れていった末に黒モーターになったかと、その上流段階については、こういった記録を確認していくことで、一定程度フローが把握できるであろうと考えております。

これはその後の宿題事項の、今後の検討事項の 28 ページとも関係しますが、場合によってはそういった点の状況だけでは把握できず、不適正処理とかそういう生活環境保全上の支障の対策には不十分であるというような場合には、その前後の段階についても何らかの対策をしていくということも検討していくべきではないかということとも関係する点と思っております。

まずは、実際にそういう機器を処分なり保管なりされていて、そういう影響を生じる可能性のある事業者には、ちゃんと基準を守って処分・保管いただくとともに、その前後につ

いては帳簿に書いていただいて、必要があればそれを行政指導の中でちゃんと確認をさせて
いただいて、どういう流れになっているかを捕捉させていただくことになるかと理解して
おります。

○寺園座長

ありがとうございます。よろしいですかね。

○小島委員

はい。

○寺園座長

今日の傍聴者の中で家電リサイクル業者さんがいらっしゃるかどうかは分からないんで
すが、あまりこの雑品スクラップの中での冷蔵庫、エアコン由来の黒モーターの取引を、
こんなに簡単にやられているということが許される状況を作ってはいけないと思うので、
エアコン、冷蔵庫等、本来は、それは家電リサイクル法にのっとってリサイクルされるべ
きでありますので、そちらに入らないで有害使用済機器として、4プラス 28 品目という
ことは、そういうものを受け取っている人たちがこれからあり得るという想定ですので、
その人たちにとっては、しっかりとその後のトレーサビリティを今の帳簿で確保していく
と。保管及び処分基準もしっかり作って、その報告徴収、立入検査等も行われるという
ことで、ようやく何も無い段階からは一歩進んでいくということかなというふうに考えて
おります。よろしいですか。では乗田オブザーバー。

○乗田専務理事

今後の検討事項ということで、全体像の話なのですが、私はバーゼル法改定のほうのオ
ブザーバー委員もさせていただいており、そちらでも議論が出ましたが、既に中国ではこ
の春から、黒モーター、基盤等の輸入に関しては、非常に厳しい規制が出てきておりま
す。また、銅線、雑線というのでしょうか、被覆をかぶった細い銅線、それから銅系スク
ラップについても、今年の年末から輸入が厳しく規制されると報告されています。既に来
年の、いわゆる雑品スクラップ、中国では雑品スクラップとは言いませんが、そういった
有価スクラップのライセンスで規程された輸入量が非常に少なくなっているという報告が
きております。

そういたしますと、雑品スクラップというのは、これまで日本から、年間 150 万から
200 万トンぐらいが中国に輸出されていたと推測されますが、もし中国が本当に、日本か
らだけではないのですが、輸入を大幅に規制していくというのがはっきりしてきて、今回

はそう簡単に規制緩和がなされないとすれば、今後日本国内でも大きな変化が出てくると予想されます。

日本で雑品スクラップを輸出していた業者、即ちシッパーと呼ばれる業者の中には、もう既に東京湾などでもビジネスを止めた事例も出てきています。止めたというのは、雑品スクラップの購入を停止した業者が既に私どものメンバーなどでも出てきています。まだもちろん一部購入している業者も存在しますが、今後できなくなりそうだから、事業を縮小していこうとする動きがでてきています。

一方、中国で大規模に、これまで輸入した雑品スクラップを分別処理してリサイクルビジネスとしていた業者が存在します。その中には大規模業者がありますが、そのような大手業者は将来的に雑品スクラップが輸入できなくなったら商売の種がなくなるから、発生元である日本に来て、日本で集荷してできないかという、スタデイを開始したことが報告されています。東南アジア、西アジアに彼らが行って、そこで事業ができないかとの研究も始まっているようです。

そうしますと、今回の法改正とはちょっと離れるかもしれませんが、雑品スクラップが日本で3年後、5年後、どういうふうになっていくかということも考えながら、この今回の検討会が終わって、法律ができてしまったらもう終わりということではなくて、やはりよりよい姿が実現すれば良いと思っています。

150万トン、200万トンの雑品スクラップを国内で処分するというのも、大変な事だと想像できます。処分できる設備があるかどうか、私は分かりませんが、今後様々なことを念頭に置きながら、対応していかなければならないと考えています。

○寺園座長

ありがとうございます。更なる実態把握が必要という議論がずっとありまして、それとともに、その体制づくりみたいなことも必要だと思っております。では島村委員。

○島村委員

小島委員が先程おっしゃったことに戻るんですけども、この報告書の、あるいは今後の検討事項のストーリーとして少し気になるのは、今回対象品目を4プラス28品目に制限している理由は、取引の実態、処理の実態が分からない、しかし、一定のヤードは今回把握することはできるので、実態把握を努めつつ、必要な品目を、追加をしていく。そういうストーリーだと思うんですけども、先程の小島委員の指摘にもありましたが、規制対象以外の品目については届出義務も記録義務もないと理解しておりまして、あるいは4

プラス 28 品目を使わなくなったヤードの業者さんについては届出すらかからないということで、これはいつまでたっても結局、規制対象外のものは記録も実態把握もされないのではないかとということが私の懸念です。そうすると、有害使用済機器以外のものについては、いつまでたっても取引の量や処理形態が把握できない、したがって、規制対象にできないと、こういう悪循環が続く可能性があるのではないかと。

これは結局、元をたどれば有害使用済機器を 4 プラス 28 品目に制限してしまうことに全て起因する問題なんですけれども、そこを前提とした場合に、うまく規制対象以外のものを、業界団体の方や、それから行政が、取引の量、フロー、それから処理の形態を可能な限り捕まえていく、認知していくという、その仕掛けが重要だと思います。私が理解した報告書の仕立てだと、結局いつまでたってもそこは取引実態が分からないので、規制対象にできないということが続いていくのではないかと。そここのところの工夫を、ガイドラインという形になるかと思いますが、規制対象品目以外のものを押さえる仕掛けをご用意いただけるとういかなと思いました。

○寺園座長

ありがとうございます。全体のフロー把握というのは、やはり今回の指定では品目が限られるので、また調査自体はすごく広い調査が必要かなというふうには思っております。それでは時間がきてまいりましたので、環境省から何かありますか。

○工藤課長補佐

ありがとうございます。今、乗田オブザーバーから中国の規制のお話をいただきました。あと、実態把握のところ、島村委員、小島委員からご指摘いただきました。中国の影響というのは非常に大きくなるろうと思っております。では中国に今出していた方々が国内の規制強化を見据え、あと、中国の輸入規制を見据えて、どのような動きをしていくのかということは、他の国に流れるのか、先程の日本国内でやるのかと、いろんなやり方があるかと思っております。

そういったものをまさにどう把握していくかというのは大きな課題であり、それは例えば今回の資料 1 とかで述べさせていただいたように、例えば事前相談のデータを分析するとか、あと、今回の法の枠の外に行ったものに関してどのように把握していくというのは、政策としてはいろんな方法があるかと思っております。それは知恵を絞らなければいけないところですし、輸出入の実績を調べるのもそうですし、バーゼル法の施行状況を調べるのもそうだと思いますので、その中で本来規制すべきものがいまだ国内の環

境汚染、海外の環境汚染につながっている物品があるということのファクトを積み上げて、機器の拡大というのを考えていきたいというふうに思っています。

○相澤室長

今の工藤の話とも少しかぶるんですけども、検討事項の書きぶりの、なかなか分かりにくいかなというところで、ちょっと書き方を考えなくてはいけないかなと思ってはいるんですが、先程の島村先生のご指摘の、いつまでたっても品目が増えないんじゃないかというところのご指摘に関して言いますと、今回のご議論の中でも、まさにそういう実態把握あるいは実態の情報をご提供いただきまして、給湯器、配電盤、UPSといった具体的な品目について、相当流通しているんじゃないかという話ですとか、そういった知見が実際出てきているので、まずそういった実態の情報提供をいただきながら考えていくというやり方、それは一つの考え方としては、この検討会で既に動き始めていると思っております。

もう1つは今、工藤の話がありましたバーゼルの話、小島先生からもご指摘がありましたけれども、バーゼル法の政省令改正の議論も現在行われており、その中では雑品スクラップのようなものについての対象物の明確化も行っておりますので、今後、バーゼルの輸出入関係で輸出実態を確認できたものを踏まえて、やはり国内の流れもしっかり確認すべきものが出てくるのではないかなというようなアプローチもあると思います。

これも今回、寺園先生のご示唆もございまして、資料1の中でバーゼルの事前相談の情報を洗い出したりとか、そういったところもやっております。そういったバーゼルというところから考えていくというのが、2つ目のアプローチとして実際に今回もやらせていただきましたし、あるかなと思っております。

3つ目は小口先生からのご指摘のありました、有害性の考え方からのアプローチ、それも3つ目のポツに書いてはいるつもりではあるんですが、指定した機器、今のこの機器ですとか、そういった実際の機器の性状から見て、こういう物質が入っていて、それがどうも実際にこういった市場に流れているのではないかと。有害物質が入っている機器であれば、こういったものは不適正に扱われたら環境の支障を来すおそれがあるから、そういったものを対象にするかどうかを考えていくべきではないかという、そういうアプローチができるかと思っております。

ですから、実際の施行の中でいろいろな実態が分かってくる、そういったのを踏まえて考えていくというアプローチはもちろんございますが、それ以外にも今申し上げた3点の

アプローチ、既に今回の会議で少し具体かしてきているような点をご指摘いただいたところというのがあると思っております。今後、いかにしっかり検討していけるかというところが大事な話ではないか、と思っているところでございます。

○寺園座長

ありがとうございます。今ご説明いただいていた資料2の最後の28ページの、今後の検討事項のところ、有害性の議論とか追加、実態把握ということがありましたが、最後のところで「今般の届出対象となっていない有害使用済機器の収集・運搬業者についても、更なる実態把握の上で、必要な対策を検討する」ということがありました。

これは国会のほうでも、議員の先生からも指摘されていて、今回は保管以降ということですけど、その前もやっぱり必要ではないかというのがあって、今回は第一歩ですの、と国会でも説明してきている訳ですよ。ですから、だんだん上流に行く必要はある。それでもって、トレーサビリティとかフローの把握ということは、やっぱりその宿題として残っているということを確認したいと思えます。

それでは時間がまいりましたので、検討事項①から⑤まで、大変長い時間がかかりましたけれども、どうもありがとうございました。

それでは最後、議事の4番目「その他」ということで、今後の予定等について事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（三菱総合研究所）

今後の予定でございます。資料の4にスケジュールということでお示ししておりますが、今回は第3回でございます。第4回が12月で予定をしております。ガイドライン（案）についてということでご議論いただく予定でございます。

また、11月上旬でございますけれども、廃棄物処理制度専門委員会、こちらのほうに本検討会の中間とりまとめ（案）ということで報告を予定しております。スケジュールについては以上でございます。

○寺園座長

どうもありがとうございます。それではよろしいですか。活発なご議論を賜りまして、誠にありがとうございました。

今スケジュールについてご説明がありましたけれども、今後の進め方につきまして、本日議論しました資料の、主に資料の2になりますが、それを文章化されたものが資料3となっております。このとりまとめ（案）につきまして、本日ご意見いただきましたものを

踏まえまして事務局のほうで修正していただきまして、先程の中環審の専門委員会のほうに出していただく予定となっておりますが、今日の議論の中でも宿題が幾つかありまして、方向としては、皆さんはこのとりまとめ（案）でよろしいということなんですけれども、やはりその宿題の重さを、ちょっと私も含めて皆さんも認識されている方が多いと思いますので、その取扱いについて座長の私と事務局のほうで相談して、とりまとめをさせていただきたいというふうに思います。

その中で各委員の皆様とは、個別の課題等についてそれぞれご相談、調整をさせていただきまして、事務局と私のほうでのとりまとめとさせていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それではそのような今後の進め方にさせていただきたいというふうに思います。

では事務局のほうもよろしいですか。ありがとうございます。締めてしまって大丈夫ですか。

○相澤室長

はい。

○寺園座長

ありがとうございます。検討会は第4回が12月にまだありますので、そこでガイドライン（案）について議論する予定になっております。主だったところの中間とりまとめ（案）につきましては、先程申し上げたように専門委員会でまた議論いただく予定となっております。

それでは、本日は2時間半にわたる長時間で、皆様、大変熱心なご議論、誠にありがとうございました。これにて本日の検討会は終了とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

（了）